

苦小牧市成年後見支援センター運営協議会設置要綱新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 この要綱は、苦小牧市成年後見支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、その他センターの円滑な運営を図るため、苦小牧市成年後見支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) センターが実施する事業の監督に関する事項</p> <p>(2) センターが実施する事業の適正化及び企画調整に関する事項</p> <p>(3) 権利擁護に係る計画及び事業等に関する事項</p> <p>(4) その他センターの運営に関する事項</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 運営協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 成年後見制度に関し専門的知識を有する者</p> <p>(2) 関係団体の代表者</p> <p>(3) 市長が適当と認める者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 運営協議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 この要綱は、苦小牧市成年後見支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、その他センターの円滑な運営を図るため、苦小牧市成年後見支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) センターが実施する事業の監督に関する事項</p> <p>(2) センターが実施する事業の適正化及び企画調整に関する事項</p> <p>(3) その他センターの運営に関する事項</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 運営協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 成年後見制度に関し専門的知識を有する者</p> <p>(2) 関係団体の代表者</p> <p>(3) 市長が適当と認める者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 運営協議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。</p>

- 2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営協議会は会長が招集し、その議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 運営協議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、福祉部総合福祉課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

- 2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営協議会は会長が招集し、その議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 運営協議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、福祉部総合福祉課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。